

「港区自殺対策推進計画（改定版）（素案）」に寄せられた区民意見について

1 区民意見募集の実施概要

（1）意見の募集時期と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成30年12月3日(月)～平成31年1月4日(金)	2通 (ホームページ)	3件

（2）意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

（3）資料の閲覧場所

港区ホームページ、健康推進課(みなと保健所4階)、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、各総合支所、各港区立図書館(高輪図書館分室を除く)

2 意見、要望等の反映状況

①	意見の趣旨を踏まえ、素案を修正するもの	2件
②	意見の趣旨は、既に素案で記載しているもの	
③	素案の内容に関する質疑等	
④	素案の修正は行わないが、意見として受け止めたもの	1件
	合計	3件

No.	意見要旨	区の考え方	反映状況	素案の関連頁
1	<p>計画の名称が刺激的ではないか。「みんなで支え合って生きる道を選べる港区」であれば、もう少し前向きな計画名でもよいのではないかと。「自死」という表現もある。</p>	<p>「自殺」という表現は行為を表すもので、平成18年度に制定された自殺対策基本法でも使用されている表現です。また、「自死」は遺族等に関する表現として記載しています。</p> <p>なお、計画名は変更しませんが、いただいた意見を踏まえ遺族等に対する項目で「自殺」のみの表現を使っている部分を「自死」を併記する表現に変更します。</p>	①	P20
2	<p>第6章のタイトル「いのちを支える自殺対策における取組」の言葉の並びが逆転しているのではないかと。</p>	<p>この表現は、国が示した「自殺対策推進計画の手引き」を参考にしていたものですが、区の第6章に当たる部分は、第5章の「港区の自殺対策推進事業一覧」の詳細説明の位置づけであるため、内容を統合した方がわかりやすいことから、第5章「港区の自殺対策推進事業」に含めて掲載します。</p>	①	P28～ P30
3	<p>新たなツールの利用や、区民ひとりひとりを巻き込んだ積極的な改定案であると感じた。</p>	<p>今後も新たなツールの開発や区民、関係機関との連携により自殺対策に取り組んでまいります。</p>	④	